

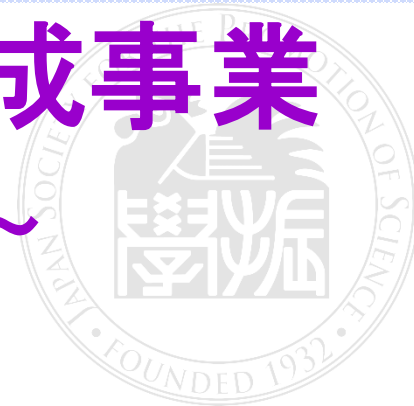


特別研究員等説明会

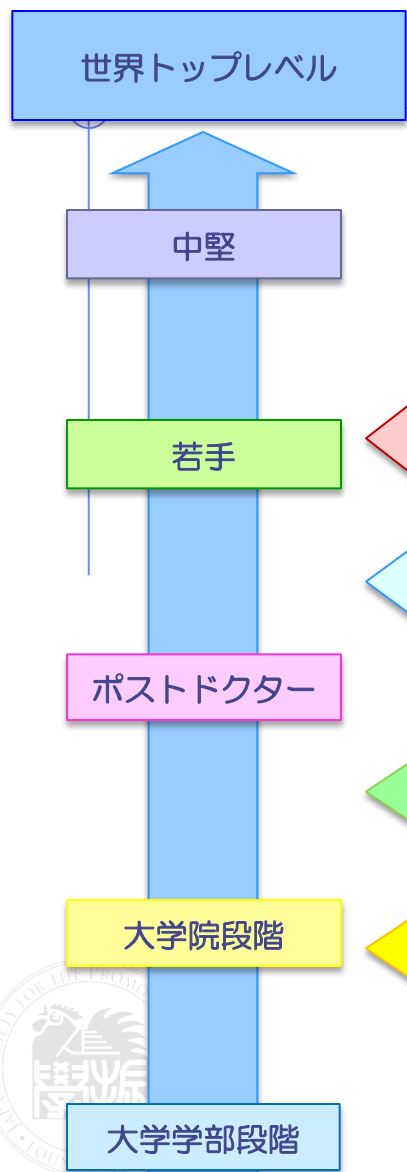
(沖縄科学技術大学院大学)

日本学術振興会 研究者養成課
平成27年7月1日

日本学術振興会の研究者養成事業



～優れた研究者の養成・確保～



日本学術振興会賞

(平成16年度創設)

人文学、社会科学及び自然科学の全分野を対象として優れた若手研究者(45才未満)を顕彰(授賞25名程度。受賞者に110万円を贈呈)



海外特別研究員(507人)

若手研究者を海外の優れた大学等研究機関に長期間(2年間)派遣

往復航空賃、滞在費・研究活動費(派遣国によって異なる。年額約380万円～520万円)

特別研究員(6,012人)

我が国の研究者養成の中核を担う制度 優秀な若手研究者を特別研究員として採用し、自由な環境で自立した研究が行えるよう研究奨励金及び科研費を支給

SPD: 研究奨励金535万円/年、科研費300万円以内/年
PD: 研究奨励金434万円/年、科研費150万円以内/年

RPD: 出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように平成18年度に創設
研究奨励金434万円/年、科研費150万円以内/年

DC: 研究奨励金240万円/年、科研費150万円以内/年

日本学術振興会 育志(いくし)賞

(平成22年度創設)

優秀な大学院博士課程在籍者(34才未満)を顕彰(授賞16名程度。受賞者に110万円を贈呈)



※ 特別研究員、海外特別研究員の人数は、平成26年度予算数



特別研究員事業について

特別研究員事業は、優れた若手研究者に自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、研究者の養成・確保を図る制度です。

大学院博士課程在学者及び博士の学位取得者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、研究奨励金を支給します。

- 対象分野: 人文学、社会科学及び自然科学の全分野
- 採用区分: DC1・DC2 大学院博士課程在学者
PD 博士の学位取得者等
SPD PDに申請し、合格した者の中で特に優れた者
RPD 出産・育児による研究中断者の復帰支援



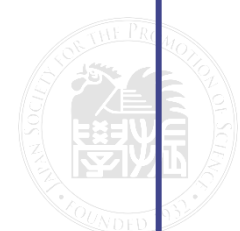
申請資格

特別研究員-DC1 (大学院博士課程在学者)

年 齢	制限なし
在学年次	採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む) ① 区分制の博士課程後期 第1年次相当 (在学月数12ヶ月未満)に在学する者 ② 一貫制の博士課程第3年次相当(在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次相当(在学月数12ヶ月未満)に在学する者 ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次相当(在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満)に在学する者 ※ ①～③において、平成28年4月に博士課程後期等に進学する予定の者を含む。

特別研究員-DC2 (大学院博士課程在学者)

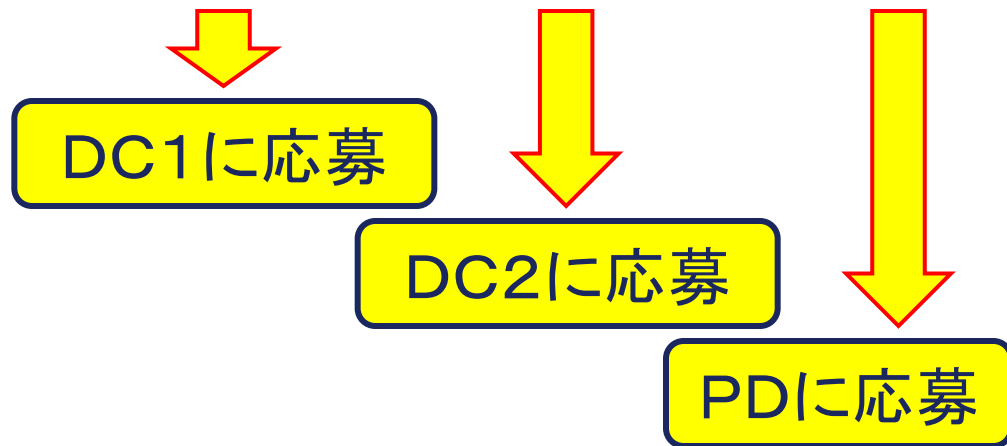
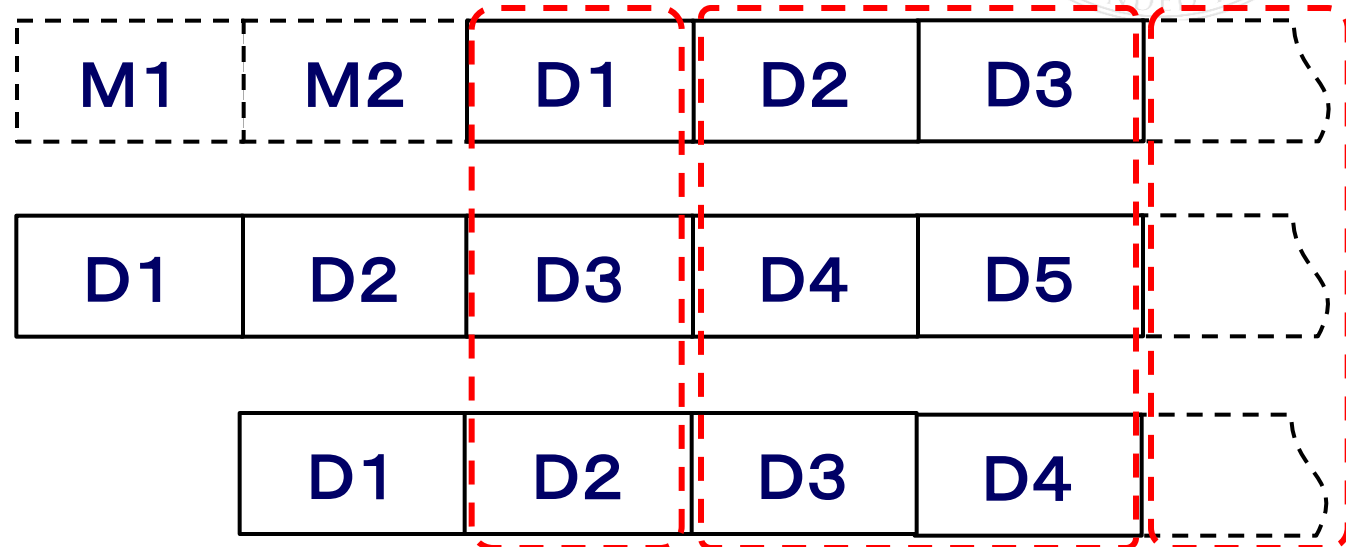
年 齢	制限なし
在学年次	採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む) ① 区分制の博士課程後期 第2年次以上の年次相当 (在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次相当(在学月数36ヶ月以上60ヶ月未満)に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次相当(在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次以上の年次相当(在学月数24ヶ月以上48ヶ月未満)に在学する者





• DCの採用時の在学年次と応募資格(イメージ)

- 3年制の博士課程
- 5年一貫制の博士課程
- 4年制の博士課程

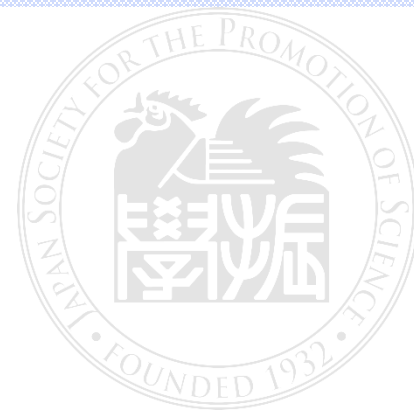




申請資格

特別研究員-PD(博士の学位取得者等)

年齢	制限なし
学位取得等	次の(ア)～(ウ)いずれかに該当する者 (ア) 採用年度の4月1日現在、 博士の学位を取得後5年未満の者 (申請時においては、見込みでも良い。) (イ) 我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、採用前年度の3月31日までに所定の単位を修得のうえ退学し博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者で、採用年度の4月1日現在、 満期退学後3年未満の者 (申請時においては、見込みでも良い。) (ウ) 採用年度の4月1日において博士の学位を取得する見込みがなく、我が国の博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる者(ただし採用は、特別研究員-DC2となるので、特別研究員採用経験者は採用されない。)
受入研究機関 ※受入研究者が在籍する機関	受入研究機関は大学院在学当時の所属研究機関(以下「出身研究機関」という。) 以外の研究機関を選定すること(以下「研究機関移動」という。) 注:特別研究員等審査会の判定により出身研究機関に関する特例措置を例外的に認めることがあるので、特例措置を希望する者は「受入研究室選定理由書(特例措置希望者)」(様式別紙)を添付すること。標準修業年限を超えて在学する者については、申請に関し、研究機関移動の要件を必要としない。
国籍	日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人



申請資格

特別研究員-SPD(博士の学位取得者)

- 当該年度募集において特別研究員-PDに申請し、合格した者の中から特に優れた者を採用。
- 採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得していること。
- 受入研究機関については、採用時、大学院在学当時の所属研究機関(大学等)以外の研究機関(大学等)を選定する者でなければならない。



採用数・採用期間・研究奨励金

特別研究員-PD、SPD、DC

- 新規採用予定数(平成28年度採用分募集要項)
 - DC1 約 700名
 - DC2 約1,100名
 - PD 約 350名
 - SPD 18名
 - 採用期間・研究奨励金(平成27年度予定額)
 - DC1 3年間・月額200,000円
 - DC2 2年間・月額200,000円
 - PD 3年間・月額362,000円※1
 - SPD 3年間・月額446,000円※2
- ※1 博士の学位を取得していない場合は、DC相当額を支給する。
- ※2 博士の学位を取得していない場合は、PDとして採用し、DC相当額を支給する。





研究費

特別研究員には、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の応募資格が与えられ、本会科学研究費委員会の審査を経て毎年度150万円以内（特別研究員-SPDは、300万円以内）の研究費（直接経費）が交付される。併せて、特別研究員-PD、SPD、RPDに限り、間接経費（※）も措置されます。

※ 間接経費とは、直接経費の30%に相当する額。



特別研究員の選考方法-①



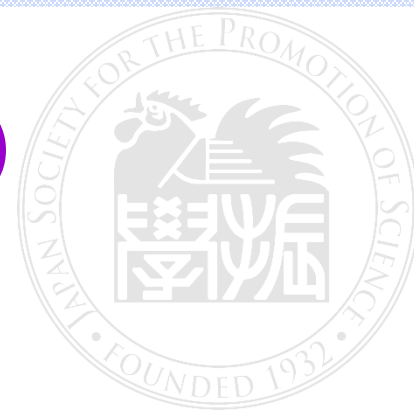
○ 主な審査方針

- ① 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ② 研究業績が優れており、研究計画を遂行できる能力及び準備状況が示されていること。
- ③ 研究計画が具体的であり、優れていること。
- ④ 特別研究員-PDについては、博士課程での研究の単なる継続ではなく、研究環境を変えて、博士課程での研究を大きく発展させ、新たな研究課題に挑戦することが期待できる研究計画を有するもの。
- ⑤ 特別研究員-PDについては、やむを得ない事由がある場合を除き、大学院博士課程在学当時の所属研究機関(出身研究機関)を受入研究機関に選定する者、および他機関に異動している大学院博士課程在学当時の研究指導者を受入研究者とする者は採用しない。

〔書面審査における評価〕

- ※DCについては研究経験が少ないことから申請書記載の「現在までの研究状況」、「これからの研究計画」、「自己評価」及び「評価書」を重視して評価。
- ※PDについては「研究業績」を重視して評価。





特別研究員の選考方法-②

○ 書面審査の評点について

〔審査項目〕

- ① 研究者としての能力、将来性
- ② 研究計画
- ③ 研究業績
- ④ 総合評価

- ・①～③の項目評価は5段階の絶対評価。5が最高点、1が最低点。
- ・総合評価は①～③の項目評価をもとに総合的に判断した評価。
- ・総合評価(評点)の比率(%)。相対評価。

評点「5」...10% 評点「4」...20% 評点「3」...40%

評点「2」...20% 評点「1」...10%

- ・評点結果は、複数(6人)の書面審査員による平均値。



PDの受入研究機関について-①

■申請資格要件としてPDは研究機関移動※を義務付けています。(標準修業年限超えでのPD申請者は除く。)

※研究機関移動・・・受入研究機関については大学院在学当時の所属研究機関(出身研究機関)以外の研究機関を選定すること。

研究機関を移動しない場合(特例措置希望者)

→ 所定様式の「受入研究室選定理由書(特例措置希望者)」を提出。

審査会において、審査員が次の事由の有無で判定

(1) 身体の障害、出産、育児等の理由により研究機関の変更が難しい場合。

(2) 研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究室を出身研究機関以外の研究室に変更することが、国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合。



PDの受入研究機関について-②

研究機関移動をする場合

→ 「**実質的な研究機関移動**」となっているか？

※ PDの審査では、「**実質的な研究機関移動**」と認められるか否かは採否の重要な判断基準になります。

研究機関移動に求められているのは、博士課程での研究の単なる継続ではなく、**研究環境を変えて**、博士課程での研究を大きく発展させ、**新たな研究課題に挑戦**することです。

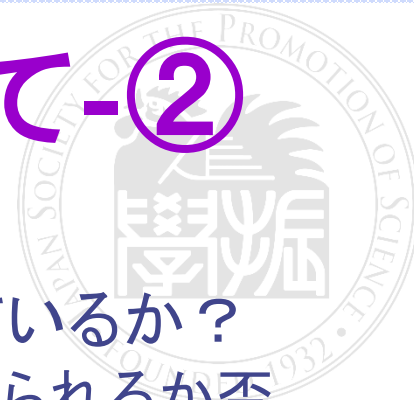
(他機関に異動している大学院博士課程在学当時の研究指導者を受入研究者とする場合は**研究機関移動に該当しません**)

実質的な研究機関移動と認められない可能性がある例

- ・申請者の出身研究室の研究者が異動した先で受入研究者となること。
- ・研究指導の委託先で研究を続けること。・・・ etc

上記に該当する場合は、申請書の「受入研究室の選定理由」欄に実質的な研究機関移動であることがわかるように記載してください。

○ 特別研究員-PDの募集要項 12.選考及び結果の開示 (1)選考 を熟読のうえ、受入研究機関(研究室)を決めてください。





人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、**どのような対策と措置を講じるのかについても確認の対象となります**。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

申請書においては、上記のように法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか、また、対象となる研究について研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きの状況なども併せて具体的に記述してください。

なお、該当しない場合には、その旨記述してください。



平成28年度採用分特別研究員-PD、DC の募集から採用までの主な流れ



平成27年2月中旬

募集要項公表

各研究機関で申請書を取りまとめる

4月上旬～6月2日

申請受付

1申請に対し6人の専門分野の
書面審査員による審査

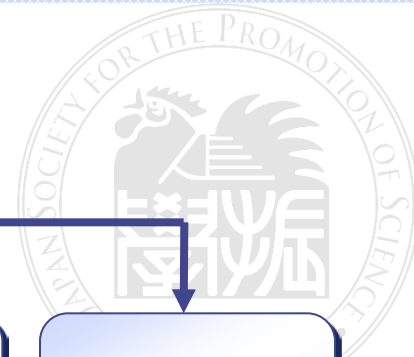
9月下旬
審査会開催

第1次選考(書類選考)

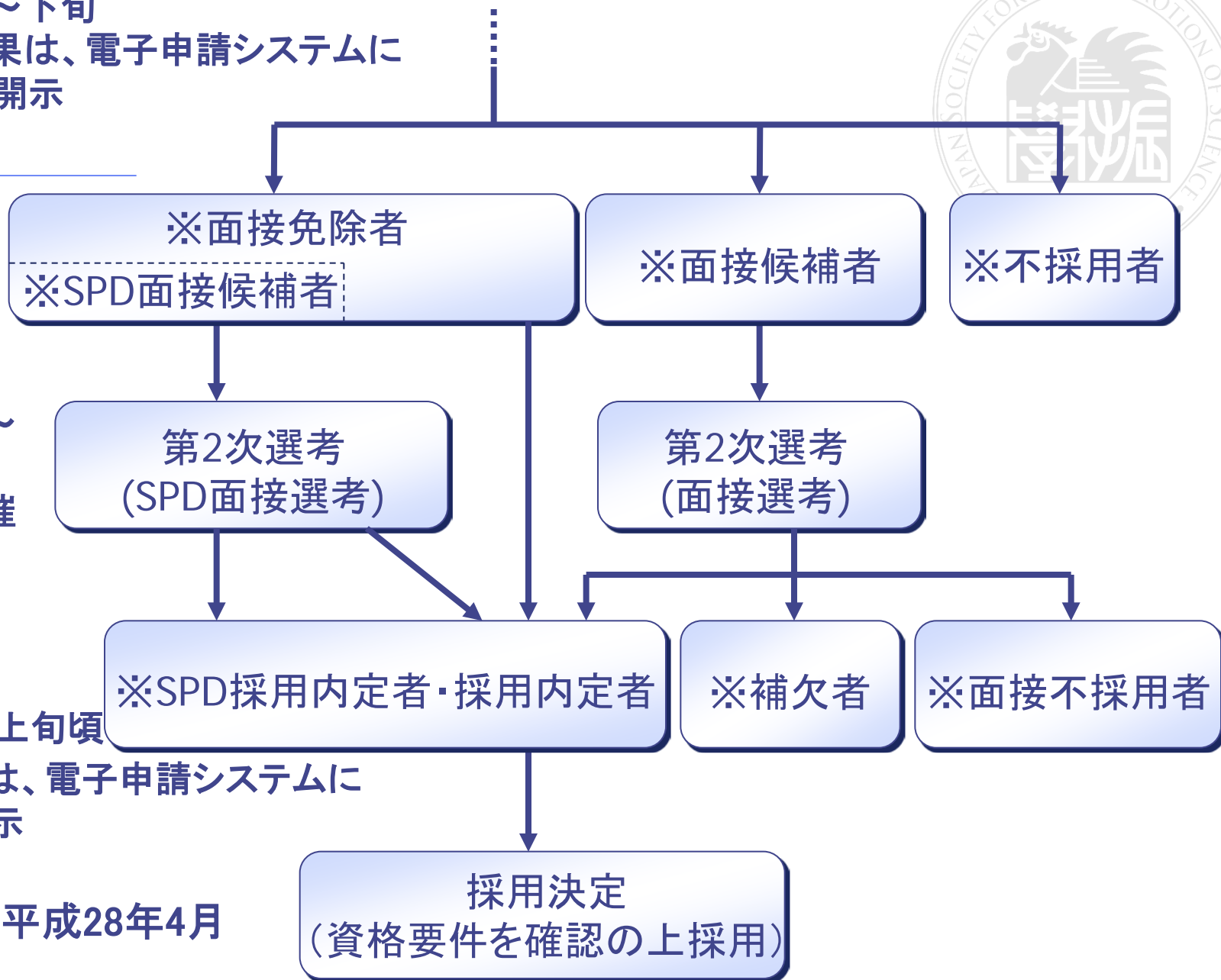


10月中旬～下旬

※選考結果は、電子申請システムにおいて開示



11月下旬～
12月上旬
審査会開催



平成28年1月上旬頃

※選考結果は、電子申請システムにおいて開示

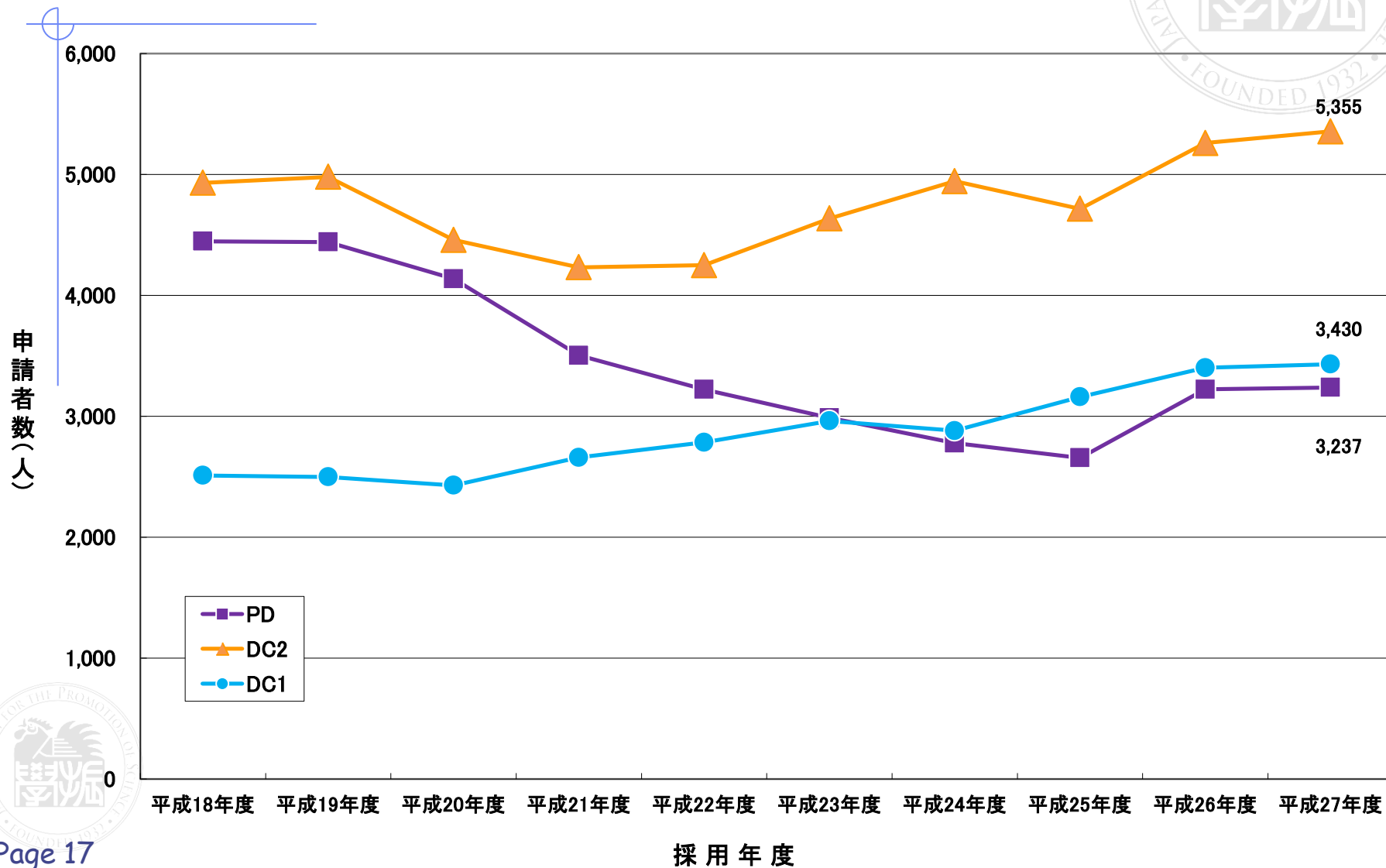
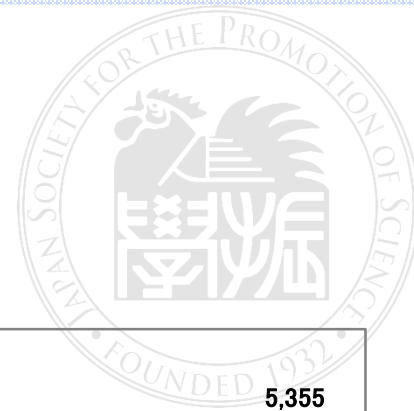
平成28年4月

採用決定
(資格要件を確認の上採用)

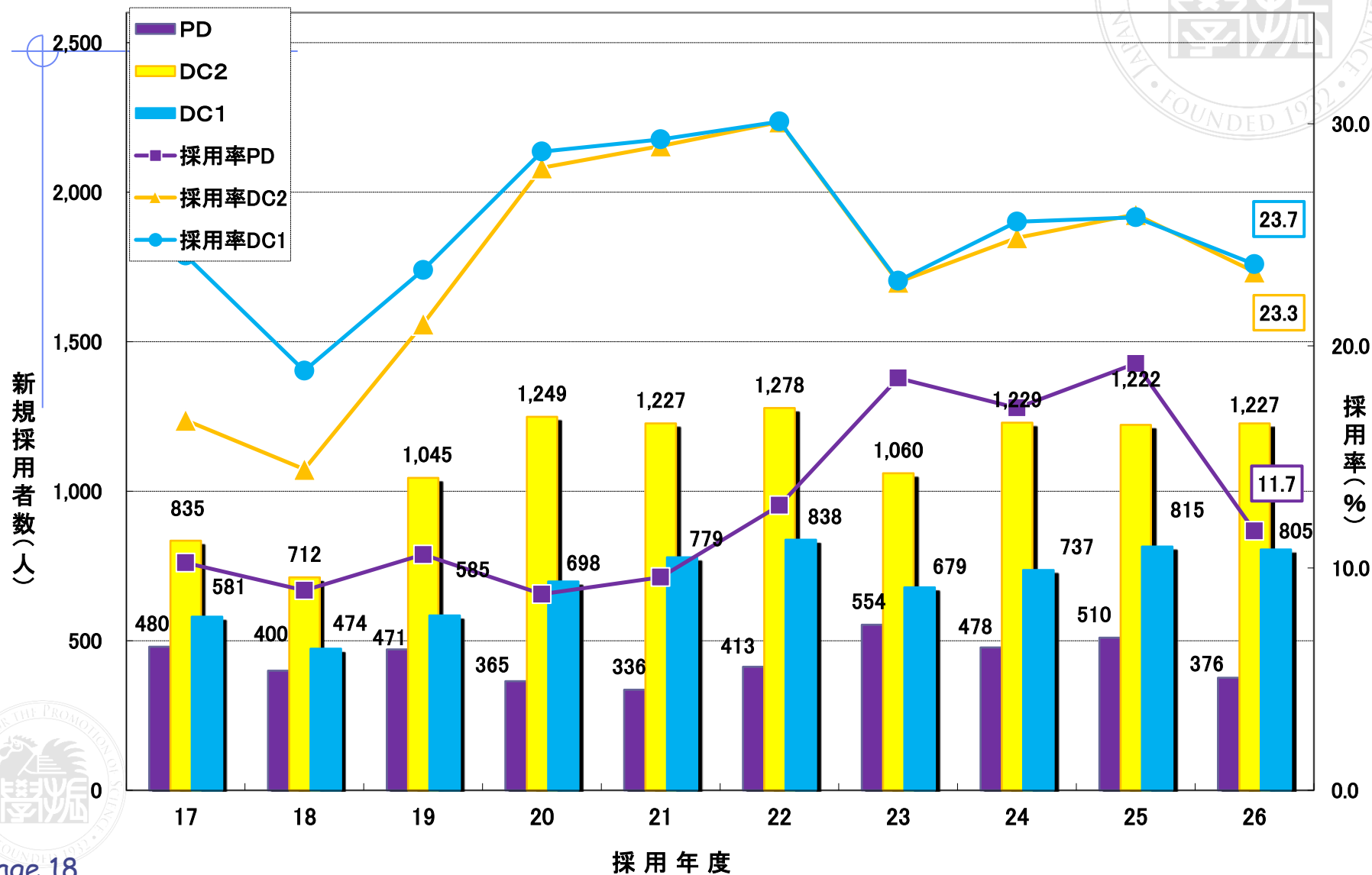


申請者数の推移

特別研究員-PD、DC



特別研究員新規採用者数(各年度4月1日現在)と採用率の推移(資格別)





特別研究員-RPDについて

【趣旨】

日本学術振興会では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため特別研究員事業を実施しています。

この特別研究員事業の一環として、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように支援する「特別研究員-RPD」を平成18年度に創設しました。

例えば、非常勤研究員や任期付ポスドクは、出産・育児休業制度が適用されない場合があるため、出産・育児に際してその職を辞めざるを得ないなど、その後の研究現場への復帰が困難な状況にあります。

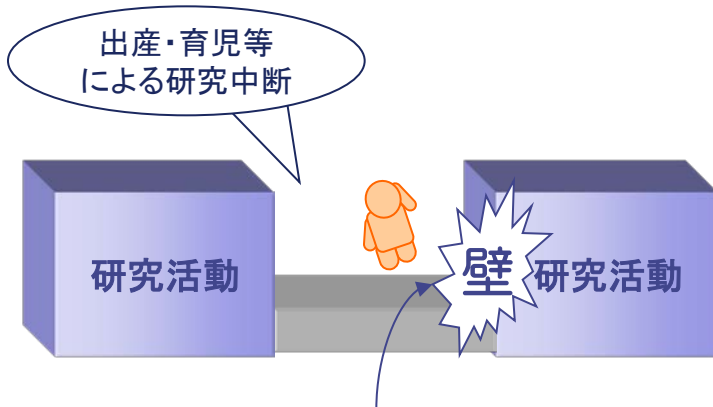
そこで本事業により、このような方々が研究活動を再開するための支援を行い、多様で優れた研究者の養成・確保を更に推進することを目指すものです。



特別研究員-RPD

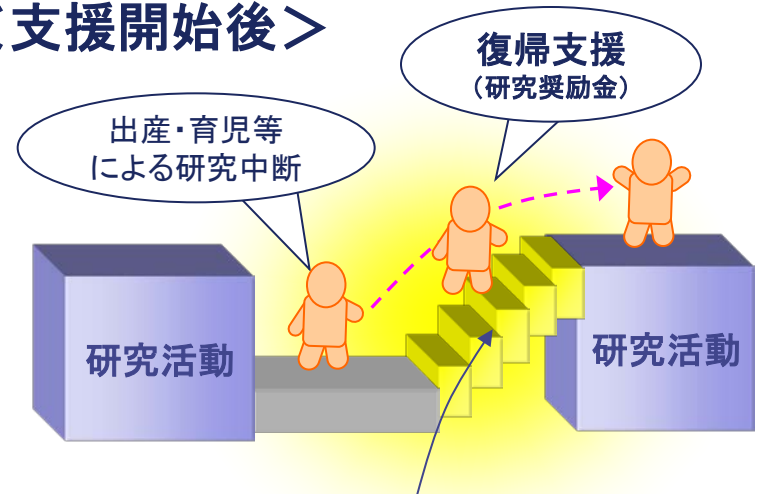
優れた男女の研究者が、出産・育児等による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰することを支援。

<従前>



出産・育児等で研究現場を離れると、その間に研究業績が上げられないため、次の研究ポストを得ることが困難

<支援開始後>



出産・育児から復帰する研究者を対象に研究奨励金 (PD相当) を支給し、円滑に研究現場に復帰

申請資格

特別研究員-RPD(博士の学位取得者等)



年齢	制限なし
学位	博士の学位を取得している者、又は採用年度の4月1日までに博士の学位を取得する見込みの者。ただし、人文学又は社会科学の分野にあつては、我が国の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、採用前年度の3月31日までに所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者
受入研究機関	受入研究機関は、大学院博士課程在学当時の所属研究機関(大学等)以外の研究機関を選定することを推奨
研究中断	採用の前年度の4月1日から遡って 過去5年以内に、出産又は子の養育のため、概ね3ヶ月以上やむを得ず研究活動を中断した者
国籍	日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人



採用数・採用期間・研究奨励金等

特別研究員－RPD



- 新規採用予定数(平成28年度採用分募集要項)
 - 約50名
- 採用期間・研究奨励金
 - 3年間(採用開始日を4,7,10,1月から選択)
 - 月額362,000円(平成27年度予定額)
 - ※ ただし、博士の学位未取得者は、200,000円
- 研究費
 - 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)
年間150万円以内





主要な審査方針

特別研究員－RPD

(PD、DCと共通)

- － 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- － 研究業績が優れており、研究計画を遂行できる能力及び準備状況が示されていること。
- － 研究計画が具体的であり、優れていること。

※本事業による支援の必要性についても考慮する。

※受入研究機関が出身研究機関であっても審査に影響しない。



平成28年度採用分特別研究員-RPDの募集から採用までの主な流れ



平成27年2月中旬

募集要項公表

各研究機関で申請書を取りまとめる

4月上旬～5月8日

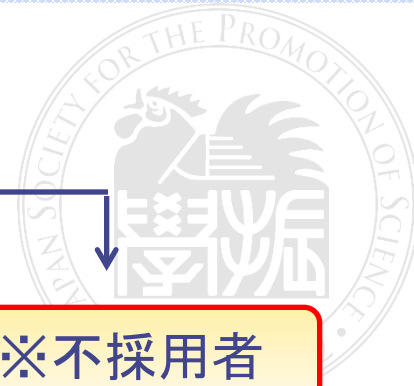
申請受付

1申請に対し6人の専門分野の書面審査員による審査

7月下旬
審査会開催

第1次選考
(書類選考)





8月上旬～中旬頃
※選考結果は、電子申請システムにおいて開示

※面接候補者

※不採用者

9月下旬
審査会開催

第2次選考(面接選考)1申請者10分間の面接を実施、研究計画等について聴聞及び質答により評価

10月中旬～下旬頃

※選考結果は、電子申請システムにおいて開示

※採用内定者

※補欠者

※面接不採用者

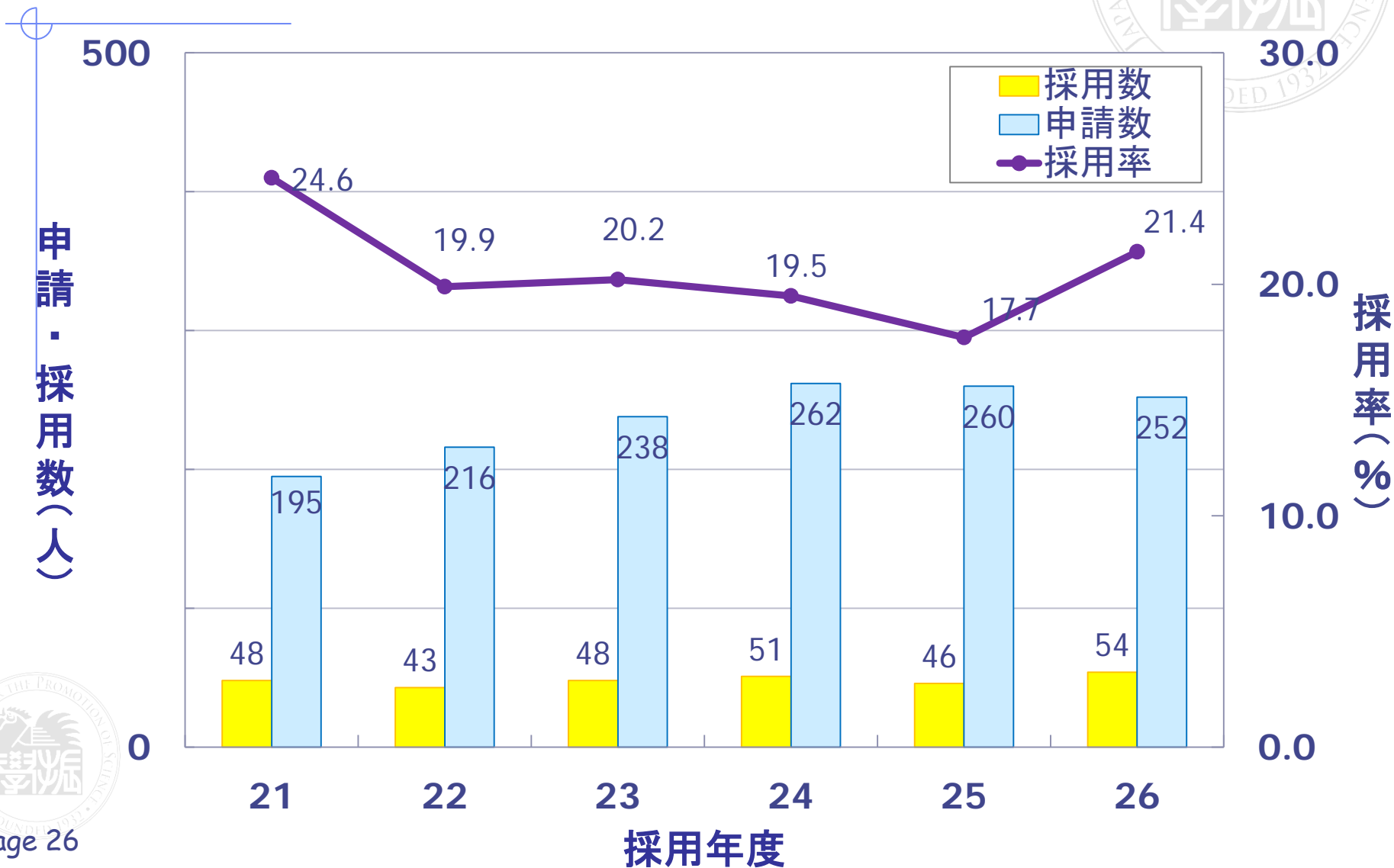
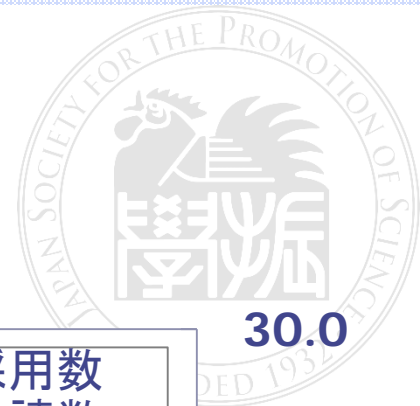
平成28年4月

採用決定
(資格要件を確認の上採用)

(希望により、平成28年7月1日、10月1日、平成29年1月1日からの採用も可能)

採用状況-①

特別研究員-RPD



申請・採用数(人)

採用率(%)



特別研究員の義務等-①

- 研究専念義務
 - 特別研究員は、出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければならない。
- 研究報告書提出の義務
 - 特別研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければならない。
- その他
 - 特別研究員が常勤的な職に就いた場合には、特別研究員の資格を喪失する。
 - 特別研究員は、採用期間中に、国内外を問わず、他のフェローシップ、奨学金等同種の資金を本会以外から受給することはできない。(貸与型も含む)
 - 採用期間中は、特別研究員制度の趣旨を踏まえ本会で例外的に認めているものを除き、報酬を受給することはできません



特別研究員の義務等-②

遵守事項

- (1) 特別研究員以外の身分を持たないこと
- (2) 特別研究員の義務を遂行すること
- (3) 研究上の不正行為を行わないこと
- (4) 研究費の不正使用を行わないこと
- (5) 他の機関からの資金援助を受けないこと
- (6) その他、公序良俗に反する行為を行わないこと



研究費の受給について

特別研究員-PD、SPD、RPDのみ



特別研究員奨励費以外の研究費の受給について

採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究(共同研究等への参画も含む。)を実施する場合などにおいて、以下の事項を全て満たす場合に限り、特別研究員奨励費以外の研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることが可能。

- ① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ② 受給する研究費が特別研究員の研究課題と同一でないこと
- ③ 研究費を助成する制度が特別研究員による受給を認めていること
- ④ 当該特別研究員が受入研究機関として本会に届け出ている研究機関において受給すること

注意

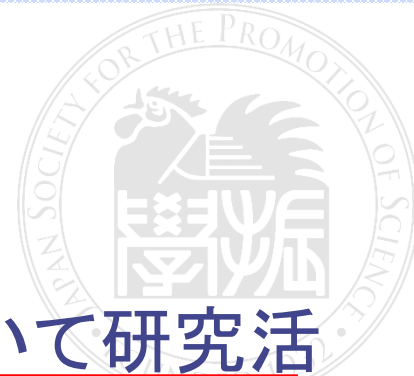
- 受入研究機関を經由し、特別研究員研究費受給届を提出すること。
- 特別研究員-DCは受給不可。



出産・育児に係る 採用中断及び延長の取扱い

- 採用中断
 - 出産(妊娠4か月以上の死産及び配偶者等の出産を含む。)及び1歳6ヶ月未満の子の養育のため
 - 原則1人の子につき1回、通算20ヶ月まで
 - 中断した期間を採用延長
- 研究再開準備支援
 - 採用中断の期間中に、研究の本格的再開に向け、短時間の研究を継続
 - 研究奨励金の半額を支給
 - 「研究再開準備支援」の半分の期間を採用延長

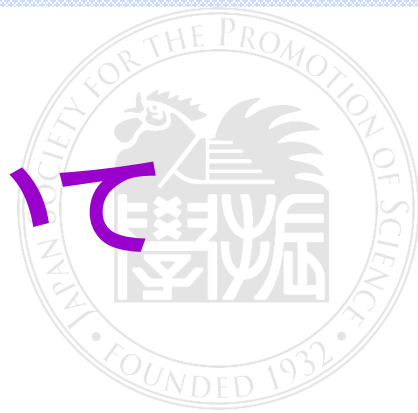




採用期間中の海外渡航

- 採用期間中に海外の研究機関等において研究活動（フィールドワーク、資料・文献収集、学会発表等を含む）を積極的に行うことを奨励
- 通算渡航期間の上限
 - SPDは採用期間の2/3、PD・RPD・DCは採用期間の1/2
（DCの研究指導の委託による渡航期間は、通算渡航期間から除外）
- 注意
 - 海外渡航届を提出すること
 - 学生として海外の大学院に在籍する留学はできない

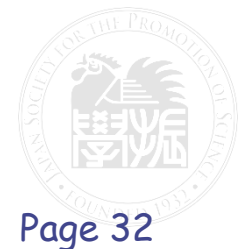




採用期間中の諸手続について

- 採用中断
- 海外渡航
- 研究費の受給(特別研究員-PD、SPD、RPDのみ)
- 受入研究機関変更
- 受入研究者変更
- 資格変更
- 辞退 等
- 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の管理

ご協力をお願いします。





海外特別研究員事業の概要

- 趣旨

我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する。

- 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

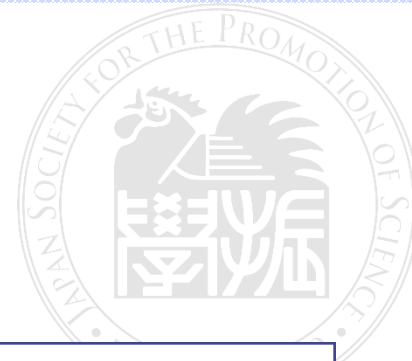
- 派遣先機関

海外の優れた大学等研究機関



申請資格-①

海外特別研究員

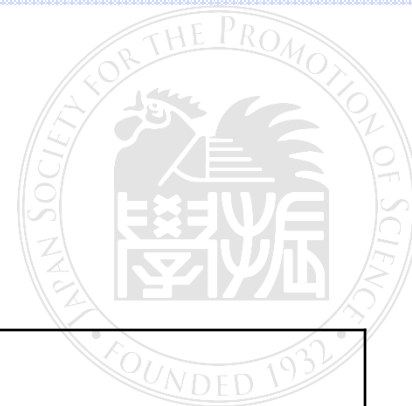


(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかに該当する者

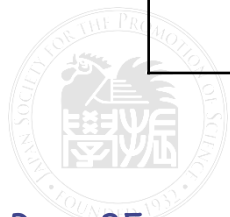
資格要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)
身分	我が国の大学等学術研究機関に所属する 常勤研究者 。	我が国の大学等学術研究機関の 常勤研究者を志望する者 。
学位	平成28年4月1日現在、博士の学位を取得後 6年 未満の者(平成22年4月2日以降に学位を取得した者。申請時においては、見込みでも良い。)。ただし、我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成28年3月31日までに所定の単位を修得の上退学(以下「満期退学」という。)し、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者で、平成28年4月1日現在、満期退学後3年未満の者(平成25年4月2日以降に退学した者。)も含む。 ※資格(Ⅰ)に該当する常勤研究者のうち、任期の定めのない者については、博士の学位を取得していない者、満期退学をしていない者も申請できます。	

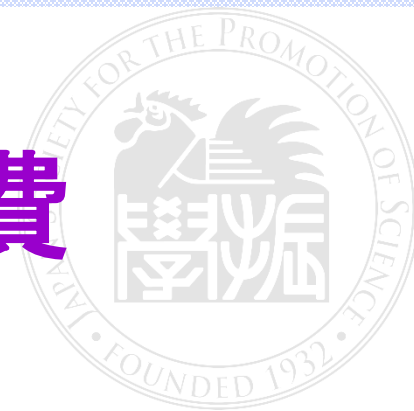
申請資格②

海外特別研究員



職歴	平成28年4月1日現在、大学等研究機関の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者
国籍	申請時において、日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人
その他	<ul style="list-style-type: none">・日本学術振興会海外特別研究員に採用されたことのある者は申請できません。・派遣期間の期間中に特定の研究課題を遂行するための競争的資金等により雇用されている者は、支援の対象とはなりません。





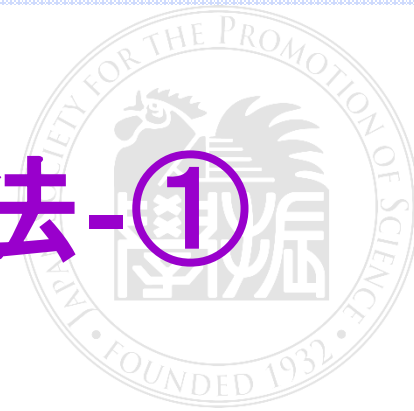
採用数・派遣期間・支給経費

海外特別研究員

- ・ 採用予定数(平成28年度採用分募集要項)
 - 約130名
- ・ 派遣期間
 - 派遣開始日から2年間
 - 平成28年 4月1日～平成29年 2月28日に派遣開始
- ・ 本会支給経費
 - (1) 往復航空賃
 - (2) 滞在費・研究活動費

(派遣国により異なる。年額約380万円～520万円)





海外特別研究員の選考方法-①

○ 主な審査方針

- 海外での研究経験を通じて、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- 申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、研究環境を変えて、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を有するものについて優先させること。
- 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力(英語であれば、TOEFL(Internet-based)79点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度)を有することが望ましい。





海外特別研究員の選考方法-②

○ 書面審査の評点について

〔審査項目〕

- ① 研究業績
- ② 研究計画
- ③ 外国の機関で研究することの意義
- ④ 総合評価

- ・①～③の項目評価は5段階の絶対評価。5が最高点、1が最低点。
- ・総合評価は①～③の項目評価をもとに総合的に判断した評価。
- ・総合評価(評点)の比率(%)。相対評価。

評点「5」...10% 評点「4」...20% 評点「3」...40%

評点「2」...20% 評点「1」...10%

- ・評点結果は、複数(6人)の書面審査員による平均値。



平成28年度採用分海外特別研究員の 募集から採用までの主な流れ



平成27年2月中旬

募集要項公表

3月中旬～5月11日

申請受付

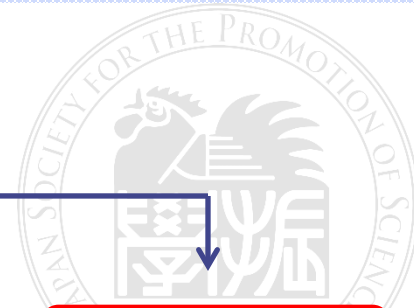
各研究機関で申請書を取りまとめる

1申請に対し6人の専門分野の書面審査員
による審査

7月下旬
審査会開催

第1次選考
(書類選考)





8月中旬頃

※選考結果は、電子申請システムにおいて開示

※採用内定者
(面接免除者)

※面接選考候補者

※不採用者

9月下旬
審査会開催

第2次選考(面接選考)1申請者10分間の面接を実施、研究計画等について発表及び質疑応答により評価

10月下旬頃

※選考結果は、電子申請システムにおいて開示

※採用内定者

※補欠者

※面接不採用者

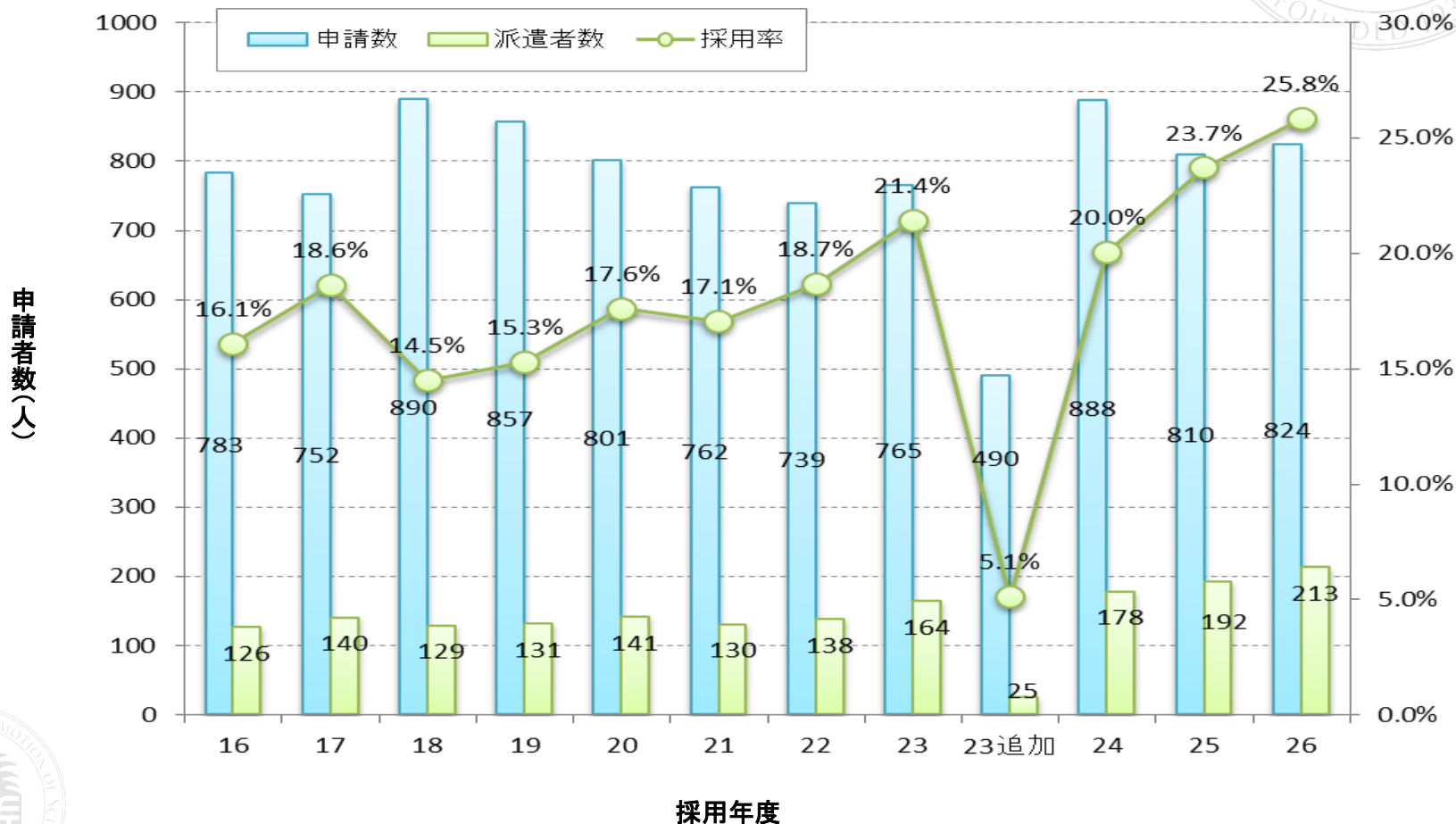
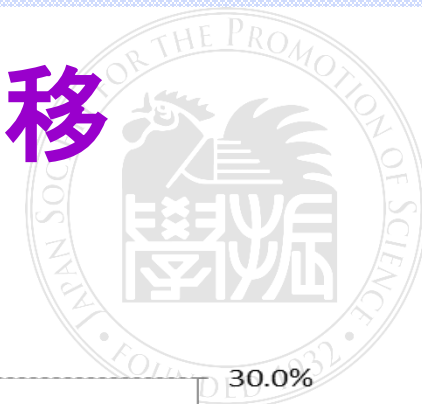
平成28年4月1日

資格要件を確認し、その後順次決定



申請・採用者数と採用率の推移

海外特別研究員



※平成26年度は採用予定者も含む(H26.4.1現在)

申請者数(人)

採用年度



特別研究員事業の申請手続き電子化について

申請書は紙媒体での提出は廃止となり、
電子申請システムで提出のみとなります。

※ただし、電子申請システムを用いて、申請機関において作成する以下の書類については、従来どおり、紙媒体で提出していただきます。

- ・平成28年度特別研究員申請件数一覧(兼受入承諾書)及びリスト(各1部)



日本学術振興会賞



- 事業の趣旨

- 我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルにおいて発展させるためには、創造性に富み優れた研究能力を有する若手研究者を早い段階から顕彰し、その研究意欲を高め、研究の発展を支援していく必要がある。この趣旨から日本学術振興会は、平成16年度に日本学術振興会賞を設けた。

- 受賞条件

- 45才未満であること
- 博士の学位を取得していること
- 人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象。

- 推薦権者

- 我が国の大学等研究機関の長
- 優れた研究実績を有する我が国の学術研究者

- 外国人候補者の推薦

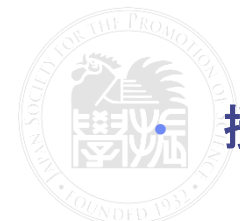
- 推薦時点において、我が国で5年以上研究者として大学等研究機関に所属しており、今後も継続して我が国で研究活動を予定していれば可。



- 授賞

- 授賞数25件程度。賞状、賞牌(メダル)及び副賞(研究奨励金110万円)

<http://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html>





日本学術振興会 育志賞

事業の趣旨

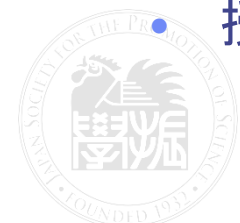
- 平成21年、天皇陛下の御在位20年に当たり、社会的に厳しい経済環境の中で、勉学や研究に励んでいる若手研究者を支援・奨励するための事業の資として、陛下から御下賜金を拝受。
- 陛下のお気持ちを受けて、将来、我が国の学術研究の発展に寄与することが期待される博士課程学生を顕彰することで、勉学及び研究意欲を高め、若手研究者の養成を図ることを目的として、平成22年度に「日本学術振興会 育志(いくし)賞」を創設。

対象

- 人文学、社会科学及び自然科学の全分野
- 34歳未満の大学院博士後期課程在学者
(外国人留学生も可)

授賞

- 授賞数16名程度。賞状、賞牌及び副賞(学業奨励金110万円)



ご清聴ありがとうございました。



問合せはこちらまで

○特別研究員事業担当

東京都千代田区麴町5-3-1 麴町ビジネスセンター

独立行政法人 日本学術振興会 研究者養成課

電話: (03)3263-5070 募集・採用手続

(03)3263-4998 採用中、採用後の手続き等

○海外特別研究員事業担当

独立行政法人 日本学術振興会 海外派遣事業課

電話: (03)3263-0925 募集・採用手続

採用中、採用後の手続き等





(参考) 申請書の構成

特別研究員、海外特別研究員共通

- a. 申請者情報等 ⇒ 学歴・研究課題等を記載したもの。
電子申請システムに入力して作成。
(特別研究員: 4月上旬より入力可)
(海外特別研究員: 3月中旬より入力可)
- b. 申請内容ファイル ⇒ 研究計画・研究業績等を記載したもの。
様式(Word等)を本会HPよりダウンロードして作成。
(※現在ダウンロード可)
- ※上記a,b両者とも作成にあたっては、必ず募集要項と併せて以下を参照してください。
- ・「電子申請システム 研究者養成事業 申請者向け操作手引」
(海外特別研究員の「個人申請者」の場合は、(海外特別研究員・個人申請用)」と記載のある操作手引を参照。)
(入手はこちら:<http://www-shinsei.jpsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>)
 - ・各事業毎の「申請書作成要領」
(各事業のHPの「募集要項」のページにて公開。)





電子申請手続について-①

特別研究員

○申請手続きは全て申請機関を通して行います。
作成した申請書の提出(送信)先も申請機関です。

＜申請手続きを行う機関(申請機関)＞

・ PD(RPD含む)及びDC2申請者の場合

⇒ 受入研究機関(特別研究員採用中に受入研究者が在籍する機関)

・ DC1申請者の場合

⇒ 申請者が申請時に在学する大学院又は出身の大学院

(海外の大学院に在学中もしくは出身の大学院が海外の場合は受入研究機関)

○電子申請システム用のID・パスワードは、申請機関の担当の方に発行を依頼してください。



電子申請手続について-②

海外特別研究員

※海外特別研究員募集要項
p 3 ~ 6参照。

申請書提出(送信)時点での所属状況により「機関申請者」と「個人申請者」に分かれる。

<機関申請者>

- ・国内の文部科学省科学研究費補助金の応募資格のある研究機関に所属の者

⇒ 申請者は申請時点の所属機関に発行を依頼
作成した申請書の提出先はその所属機関

※募集要項に記載の申請書提出(送信)期限は所属機関長から本会への提出(送信)期限です。申請者が所属機関長に提出(送信)する期限はそれ以前となりますので必ず確認してください。

※機関申請者に該当する者が個人申請者として申請することはできません。
本会へ直接提出(送信)された申請書類は受付ません。

電子申請手続について-③

海外特別研究員

※海外特別研究員募集要項
p 3 ~ 6参照。

申請書提出(送信)時点での所属状況により「機関申請者」と「個人申請者」に分かれる。

<個人申請者>

- ・国内の文部科学省科学研究費補助金の応募資格のない研究機関に所属の者
- ・海外の研究機関等に所属の者
- ・申請時点においては所属のない者

⇒ 申請者が直接本会へ申し込んで取得
作成した申請書は直接本会へ提出(送信)



電子申請手続について-④

特別研究員、海外特別研究員共通

※詳細は各事業用の
申請書作成要領参照。

【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

「戸籍名」と「登録名」の両方を登録

○戸籍名

- ・戸籍に記載されている氏名。
(外国人の場合は「在留カード」等に記載の氏名。)
- ・本名が必要な場合に使用する氏名。(税務処理等)
- ・申請機関の担当者がID・パスワードを発行する際に入力。
(海外特別研究員の個人申請者の場合には、ID・パスワード取得時に本人が入力。)

※ 電子申請システムにて申請書を作成する際には、「戸籍名」欄に表示されている氏名が戸籍名として正しいか確認。もし誤っている場合は申請機関の担当の方へ修正を依頼。



電子申請手続について-⑤

特別研究員、海外特別研究員共通

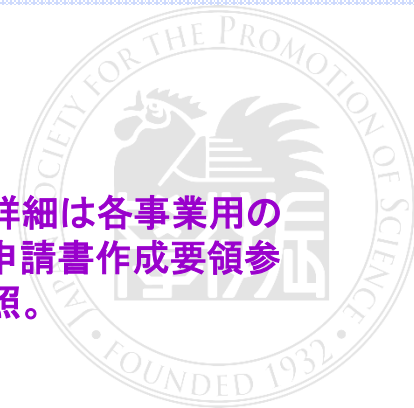
※詳細は各事業用の
申請書作成要領参
照。

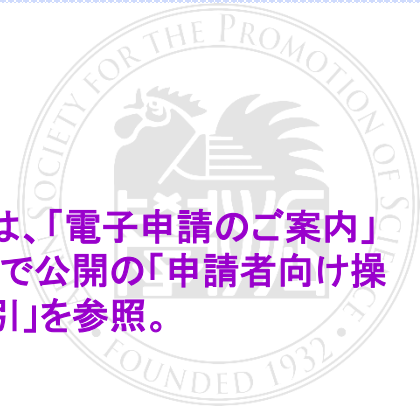
【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

「戸籍名」と「登録名」の両方を登録

○登録名

- ・特別研究員採用者として公表する際など、通常特別研究員として本会で取り扱う際に使用する氏名。
- ・申請者が電子申請システムにて申請書情報を作成する際に自身で入力。
- ・旧姓や通称名を使用することも可能。





電子申請手続について-⑥

特別研究員、海外特別研究員共通

※詳細は、「電子申請のご案内」のHPで公開の「申請者向け操作手引」を参照。

【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

- 使用できる文字は**JIS第1、2水準の文字のみ**。
入力しようとする文字がJIS第1、2水準以外の場合
⇒ 第1、2水準の文字に置き換えて登録。
置き換える文字がない場合は全角カタカナを使用。
- 外国人の場合
氏名が漢字表記ではない場合は、全角アルファベットで登録。
(例): 「Isaac Newton」→「Isaac Newton」
「フリガナ」欄には読み方を全角カタカナで入力。





電子申請手続について-⑦

特別研究員、海外特別研究員共通

※入力の際は必ず各事業用の「申請書作成要領」を参照。

【申請書情報入力の際の注意事項】

○専門分野（申請書p 1）

ご自身が考えられる専門分野名をテキストで入力する項目です。
審査における分科・細目とは関係ありません。

○学位付記専攻分野（申請書p 1）（DCを除く）

学位記に「博士(医学)」等として記載される、()内の文言を入力。
電子申請にて入力する際は、「()」は入力しない。
なお、所属の専攻名とは必ずしも同一ではない。

○出身・現在・採用後・中断前の受入研究者（PD・DC・RPD） 現在・大学院での受入研究者（海外特別研究員）

該当の先生の身分は、それぞれの時点における申請者の身分が、

- ・学生の場合：申請者の所属する大学院研究科における身分
- ・学生でない場合：申請者の所属する機関における本務先の身分

※もし、兼務等がなく、大学院研究科における身分を有しない場合は、申請者の所属する機関における本務先の身分で構いません。





電子申請手続について-⑧

特別研究員、海外特別研究員共通

※入力の際は必ず各事業用の「申請書作成要領」を参照。

【申請書情報入力の際の注意事項】

○希望連絡先（申請書p 2）**日本国内に限る**

住所：郵便物等を確実に受け取れるように、必要な情報は全て入力。

（例.〇〇様方、〇〇専攻、〇〇研究室、〇〇号館-〇〇号室）

※機関によっては学生宛の郵便物を受け取らないところもあるので、必ず確認した上で入力してください。

電話番号：必ず連絡の取れる電話番号を入力。（必須）

E-mail：**今年度中、必ず連絡の取れるもの**を入力。（必須）

海外特別研究員については、複数のアドレスを所有している場合、「E-mail 2」にも入力。

※所属を変更した場合に使用できなくなるなど、本会からの連絡を確認できない可能性があるE-mailは記入しない。

※E-mailについては、申請書情報を「完了」した際に、アドレス確認のためにメールを送信します。届かない場合は修正してください。

